

○佐賀県警察の広報に関する訓令

昭和50年2月27日

本部訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、佐賀県警察広報の適正かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(警察広報)

第2条 この訓令において警察広報とは、警察活動の実態を正しく県民に知らせるとともに、警察に対する要望、意見、苦情、問合せ等を適切に処理し、それを広く警察運営に反映させ、もって県民の理解を深め、その支持と協力により総合的な警察目的を達成するための次に掲げる諸活動をいう。

- (1) 広報活動
- (2) 広聴活動
- (3) 警察相談

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(職員の心構え)

第3条 警察職員は、常に県民と良好な関係を保ち、その支持と協力を得るよう、あらゆる機会を利用して積極的に警察広報の推進に努めなければならない。

(広報業務)

第4条 警務部長は、警察広報の総合的な推進を図るため、その企画、推進及び連絡調整を統轄するものとする。

2 警察本部（以下「本部」という。）の部課（所・隊）長、警察学校長（以下「部課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる広報業務を処理するものとする。

(1) 広報県民課長

- ア 広報活動の連絡調整に関すること。
- イ 官公庁、報道機関、その他関係機関との広報連絡に関すること。
- ウ 資料の収集、管理及びその活用に関すること。
- エ 広報連絡会議に関すること。
- オ 広聴活動に関すること。
- カ 警察相談に関すること。

キ 警察職員に対する警察広報の指導、教養に関する事。

ク 機関誌の編集及び発行に関する事。

ケ その他警務部長の命ずる事。

(2) 部課長

ア 所掌事務に関する警察関係法令、条例、規則等の周知徹底に関する事。

イ 所掌事務に関する運営方針の普及及び活動状況等の広報に関する事。

ウ 所掌事務に関する要望、苦情等の処理に関する事。

(3) 署長

ア 本部で決定した広報重点事項の広報に関する事。

イ 警察署で企画した警察広報に関する事。

ウ 官公庁、報道機関、その他関係機関との広報連絡に関する事。

エ その他警察広報に関する事。

本条…一部改正〔昭和56.6本部訓令15、平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10、23.3本部訓令3、27.3本部訓令9〕

(広報業務担当者)

第5条 広報業務を適正かつ効果的に行うため、本部各課(所・隊)、警察学校(以下「各課」という。)及び警察署に、次に掲げる広報業務担当者を置く。

(1) 各課 次席(副所長、副隊長、副校長を含む。)

(2) 警察署 副署長又は次長

2 広報業務担当者は、各課長及び署長(以下「所属長」という。)の指揮を受け、警察広報の積極的な推進を図らなければならない。

本条…一部改正〔昭和51.4本部訓令6、56.6本部訓令15、平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10、23.3本部訓令3〕

(広報連絡会議等)

第6条 警察広報の総合的運営を図るため、本部に広報連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、広報県民課長及び各課の広報業務担当者をもって組織する。

3 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会は必要により開催する。

4 会議は、警務部長が招集し、かつ、主宰する。

5 会議において協議する事項は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の広報重点事項

- (2) 広報及び広聴活動の推進方策
  - (3) 広聴及び警察相談に基づく警察運営上の改善処置
  - (4) その他警察広報に関し必要な事項
- 6 署長は、幹部会議等において広報業務の推進方策等の検討及び連絡調整を図らなければならない。

本条…一部改正〔昭和56.6本部訓令15、平成18.3本部訓令10〕

(広報業務の計画的推進)

第7条 広報業務の推進に当たっては、形式に流れることなく、常に新しい感覚と知識により計画的に行わなければならない。

- 2 警察広報は、広報の主題、対象、時期及び手段等を十分考慮し、最も重要かつ緊急を要するものから行うものとする。

(広報活動)

第8条 広報活動は、その目的に応じ、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報紙（誌）、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- (2) 立看板、ポスター等の掲示
- (3) 県、市町村その他各種団体等の広報媒体の活用
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- (5) 映画、スライド等の上映
- (6) 各種催物、会合等の活用
- (7) 庁内見学

(広聴活動)

第9条 広聴活動の推進に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広聴会、懇談会等を実施する場合は、その目的に応じ、日時、場所、対象者の範囲、運営方法等について十分検討し、効果のあがるように努めること。
- (2) 世論調査を実施する場合は、事前に周到な計画を立て、正しい調査結果を得るようにすること。

(警察相談)

第10条 警察行政に対する要望、意見、苦情、問合せ等の申し出の処理に当たっては、常に県民全体の奉仕者として、関係者の基本的人権を尊重し、誠実、親切、かつ迅速にこれを行わなければならない。

見出し…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕

(報告)

第11条 署長は、広報の実施結果をその都度本部長に報告するものとする。

本条…全部改正〔平成7.1本部訓令2〕

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

2 佐賀県警察広報活動実施要綱（昭和30年佐賀県警察本部訓令第16号）は、廃止する。

附 則（昭和51年4月10日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和51年4月10日から施行し、昭和51年3月24日から適用する。

附 則（昭和56年6月22日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和56年6月22日から施行する。

附 則（昭和59年12月12日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。